# 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号: 17102

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2013~2015

課題番号: 25380009

研究課題名(和文)民間調停機関における機能定義に関する理論化

研究課題名(英文) Theory building on analyzing the functions of private mediation

#### 研究代表者

入江 秀晃 (Irie, Hideaki)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号:50600029

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文):民間調停機関の活動の分析により、現代型の調停の活動を理論的に位置づける研究を行った。 日本に紹介されてきた調停トレーニングは、コミュニケーションテクニックに過ぎないとみられることも依然として多いため、理論と実務が橋渡しされる研究が重要と言える。 今回一応の成果として体系化できた内容は、JCAジャーナルでの全24回の連載の形などで公表した。調停は、標準化された解決を得る安い手続ではなく、困難にある当事者が個別化された計画を得るための支援の機会と位置づけられる。

研究成果の概要(英文): Efforts to theory building on modern mediation have been done. Mediation procedures are used in the various contexts and in the various ideologies. Japanese scholars and practitioners have not reached their consensus why mediation procedures are useful in our society. Though modern mediation training programs have been introduced in Japan, many of them regard them as mere bunch of manipulative techniques. Then, making the bridge between the theories and practices is crucial in the field. Through examining practicing mediation in Japan (especially in the private ADR centers), the author proposed a framework of mediation practices. The framework was introduced by the book long literature at the JCA journal. In the framework, mediation should not be understood as a cheap method to obtain standardized solution, but it can be conceptualized as an opportunity that people in trouble are supported by mediators and the environment in order to explore their customized plans.

研究分野: 紛争管理論

キーワード: 調停 裁判外紛争解決 調停トレーニング メディエーション

### 1.研究開始当初の背景

ADR 法が制定されたにも関わらず低調な、 民間調停機関について、理論的にも未熟な状 況が問題と考えられた。

従来は、法の適用か感情の融和か(あるいは、実情の尊重か)といった二元論で、調停を抽象的に議論する風潮が強かった。こうした議論からは、感情や実情といった次元での要素を盛り込む必要はあるものの、公正な解決を実現するための法の重視を避けるべきでないとする観念的な議論に留まっていた。

レビン小林久子教授の一連の業績として、 当事者の自己決定による紛争解決手続とし ての調停技法が紹介されたが、日本では、そ れらの技術が当事者の感情を融和する表層 的なテクニックとして理解され、必ずしも体 系としての位置づけを得ることに成功して いない。

#### 2.研究の目的

民間調停が提供する機能を理論的に明らかにする。調停機関の存在価値がどこにあるのか、調停機関は当事者にどのような価値を 提供できるのか・するべきなのかを明らかにする。

#### 3.研究の方法

調停技法に限らず、機関が提供する機能総体に着目し、日米の調停実務に即した形で、体系的な記述を行う。

米国については、調停に関する教育が、調停人養成トレーニングレベルが整備されている。さらに近年大学院における紛争解決分野レベルにおいて整備が進んでいる。議論がどのように進展しているのかについての動態的理解と共に、教材が記述する具体的な紛争事例に関する枠組みのバリエーションの多様性に着目して研究を進める。

日本に関しては、司法書士会や行政書士会などいわゆる弁護士隣接法律専門職での、いわゆる北米型の調停モデルの取り組みが行われている。しかしながら、こうした取り組みは総体としてみれば一部に留まっている。そこで、調停実践としては、こうした取り組みに限定せず、民間 ADR 機関の全体に目を配り、調停機関が現実に行っている働きかけを経験的に整理し、米国等での議論との対応を検討するなどして、機能記述を行う。

### 4.研究成果

## (1)概要

調停技法誌上講義 (全 24 回連載)などの 形で、一応の整理が行えた。

ソーシャルワーク理論の援用などにより、 紛争という危機状態にある当事者への支援 として、調停機関の一連の活動を再定義することで、公正さ確保と感情融和のどちらが重要かといった生産性の低い議論ではなく、調停機関が行う働きかけの各場面でどのようなジレンマに直面し、その状況における働きかけの指針がどこから導かれるのか、具体的なノウハウはどのように位置づけるべきなのかといった理解の枠組みを整理できた。

今後はこうした理論枠組みが現場での活用を経て、さらに改善され、有用性の高い紛争解決システム構築を容易にすることが期待される。

### (2)対話型調停の成熟に関する分析

対話型調停はその後発展し、いまや紛争解 決手続としては、世界的に主流化したといっ ても良いであろう。もっとも、裁判に替わる というよりは、裁判と棲み分ける手続として である。

対話型調停が成熟していく過程で表れた 二つの動きをここで見たい。

第一は、分配型交渉への再評価を含む、現実的なゆりもどしである。統合型交渉こそが目標であり、分配型交渉は脱却すべき対象というやや行き過ぎた位置づけは後退し、統合型交渉は可能な限り目指すべきではあるが、最後まで残る分配型交渉要素の存在からは目を背けず、むしろ調停人としては分配型交渉要素の配分を含めて交渉を支援すべきと考えられるようになった。調停への批判にも真摯に応答したうえで、現代的な調停の活用について場面を正しく位置づけ、その上で改善していこうという動きである。

第二は関係論的紛争解決観の登場である。 1990 年代以降に表れた変容型調停モデル及 びナラティブ調停は、ともに関係論的紛争解 決観を持って、対話型調停への反省を迫った。 1980年代に一般化した交渉学は、当事者の利 害(インタレスト)を理論の中心にすえた、 交換論的紛争解決観を前提としていた。個人 の利害を極大化するための、交換を実現する ことで紛争解決を図るという取引的紛争解 決観と言い換えても良い。この紛争解決観が 前提としている個人主義的な見方は、当事者 間関係の変容を生んでいる現実の調停実践 を矮小化して理解しているとする、いわば対 話型調停実践コミュニティ内部からの批判 であった。これに対して、変容型調停は紛争 に対する当事者の向き合い方を支援するこ とで紛争を当事者の成長の機会とするとい う考え方をとる。また、ナラティブ調停は、 紛争に対する認知としてのディスコース(言 葉による理解)を書き換える点を中核として、 当事者関係を刷新するアプローチをとる。ゲ ームのルールを規定する社会が実存し個人 がその中でゲームをするという取引的紛争 解決観ではなく、個人の関係性が社会を構築 するのだからその関係性そのものに働きか

けていくべきだと考えるのである。こうした モデルの割拠は全体像の把握を困難にして いるが、これらいずれの立場においても、調 停は当事者の自己決定を支援するという現 代的理念が継承されている点には注意が払 われるべきである。

90 年代以降調停の制度化が米国においても進み、実践の場面が量的にも広がったが、理論面においても80年代以前に成立した成果を引き継ぎつつも深化が進んだといえよう。

上記のような、米国等での交渉学の変遷を 踏まえ、その紛争学応用への射程を整理した ところにも、本研究の成果があった。

(3)ソーシャルワーク論の援用による調停機関の機能定義

日本の家庭裁判所では、北米型の調停モデルとは独立した形で、家裁調査官石山勝巳らによって、対話型調停モデルの開発がなされていた。石山によれば、彼らの活動は、初代の家庭裁判所調査官研修所所長の内藤頼博から、内藤によって拡張されたソーシャルワーク理論の活用であった。石山が書籍にまとめ、豊田洋子が継続するなどの活動があったが、主流化したとは言えなかった。

しかしながら、改めて、現代の調停が実際 に当事者に提供している機能の多くは、危機 あるいは、人生の節目に直面した当事者に対 して、情報を得た上で、圧迫を受けずに自己 決定できるような支援が目指されている。こ れは、調停期日内の進行技法だけに留まらず、 事前・事後の相談行為・介入行為をも含んだ 対象と言える。

家事分野であれば、離婚後の子を含むそれぞれの生活環境の調整がありわかりやすいが、借家の明け渡しや、雇用契約の終了のような民事分野の紛争も、当事者本人にとっての危機的状況であることが少なくない。こうした当事者に対して、本人自身が保有する資源、社会的に利用可能な資源を探索し、現実的かつ妥当な方向付けを見つけていかなければならない。

このような支援モデルは、バイステックをはじめ、相当の蓄積がある。具体的には、バイステックの7原則のように、クライアントの意思を尊重し、感情の受容に配慮し、当事者と対等な態度形成を行うとした支援者モデルは、調停人人材育成への貢献を与える。さらに、尾崎新による支援者が自分自身に働きかける技術などの形でまとめられた人材開発論には、経験からの学習をプログラム化する上でも利用可能性が高い。

当事者の感情融和のテクニックとして矮小化されがちな現代調停のモデルを、日本の

経験とも接合できる方向性が明らかになったと考えられる。

(4)メタ調停としての紛争システムデザイン

調停システムを導入や改善する方法論として、紛争システムデザイン(Dispute System Design、DSD)がある。

この分野は 1990 年代から 2000 年代以降に 米国等で研究が進んだ比較的新しい領域で ある

紛争システムデザインは、単に出来合いの 手続を導入するというよりも、紛争システム デザイナーが、ステークホルダーと対話し、 ステークホルダーの利害に合致した手続を 整備していくという方法論である。いわば、 紛争システムデザイナーは、メタな調停者と して組織に介入し、成果物を共同作業で作り 上げる。

本研究では、当該分野の学問的発展を概観 しながら本邦に紹介する成果を上げること もできた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計29件)

- 1. <u>入江秀晃</u> (2016) "紛争システムデザイン クラウド時代の可塑的なシステム設計" NBL, 1071, 24-37.
- 2. <u>入江秀晃</u> (2016) "調停人の態度のトレーニング",自由と正義,67(3),53-57.
- 3. <u>入江秀晃</u>; 小野寺信一; 斉藤睦男; 豊田耕史; 阿部弘樹 (2016) "仙台弁護士会 ADR10 周年記念座談会 これまでの 10 年とこれからの 10 年 ", 仙台弁護士会会報, 474 別冊, 1-31.
- 4. 梶村太市; 杉井静子; <u>入江秀晃</u>; 細川 眞二, et al. (2015) " 座談会 家事 調停の現状・課題と司法書士による支援 のあり方", 離婚調停・遺産分割調停の 実務 - 書類作成による当事者支援. 日 本司法書士会連合会 eds., 民事法研究 会. 416-451.
- 5. <u>入江秀晃</u> (2014) "家事等分野における 調停政策",自由と正義,65(2),9-16.
- 6. <u>入江秀晃</u> (2014) "ライフスキルとして の調停", JCA ジャーナル, 62(3), 10-13
- 7. <u>入江秀晃</u> (2014) "事例のふりかえり", JCA ジャーナル, 62(2), 32-35.
- 8. <u>入江秀晃</u> (2014) "履行の支援", JCA ジャーナル, 62(1), 52-55.
- 9. <u>入江秀晃</u> (2014) "共同調停", JCA ジャーナル, 61(12), 44-47.
- 10. <u>入江秀晃</u> (2014) "応諾要請", JCA ジャ

- ーナル,61(11),30-33.
- 11. <u>入江秀晃</u> (2014) "申立受付", JCA ジャーナル, 61(10), 32-35.
- 12. <u>入江秀晃</u> (2014) "難しい場面", JCA ジャーナル, 61(9), 34-37.
- 13. <u>入江秀晃</u> (2014) "力", JCA ジャーナル, 61(8), 20-23.
- 14. <u>入江秀晃</u> (2014) "感情", JCA ジャーナル, 61(7), 20-23.
- 15. <u>入江秀晃</u> (2014) "法的知識", JCA ジャーナル, 61(6), 20-23.
- 16. <u>入江秀晃</u> (2014) "同席と別席", JCA ジャーナル, 61(5), 48-51.
- 17. <u>入江秀晃</u> (2014) "合意文書の作成", JCA ジャーナル, 61(4), 30-33.
- 18. <u>入江秀晃</u> (2014) "ビジュアルツール", JCA ジャーナル, 61(3), 32-35.
- 19. <u>入江秀晃</u> (2014) "選択肢の開発", JCA ジャーナル, 61(2), 59-62.
- 20. <u>入江秀晃</u> (2014) "課題の特定 2 ", JCA ジャーナル, 61(1), 34-37.
- 21. <u>入江秀晃</u> (2013) "課題の特定 1 ", JCA ジャーナル, 60(12), 3-6.
- 22. <u>入江秀晃</u> (2013) "交渉の支援", JCA ジャーナル, 60(11), 3-6.
- 23. <u>入江秀晃</u> (2013) "「聴く」技法 2 ", JCA ジャーナル, 60(10), 10-13.
- 24. <u>入江秀晃</u> (2013) "「聴く」技法 1 ", JCA ジャーナル, 60(9), 10-13.
- 25. <u>入江秀晃</u> (2013) "調停人による調停開始", JCA ジャーナル, 60(8), 10-13.
- 26. <u>入江秀晃</u> (2013) "申立人と相手方", JCA ジャーナル, 60(7), 12-15.
- 27. <u>入江秀晃</u> (2013) "プロセス調停", JCA ジャーナル, 60(6), 14-17.
- 28. <u>入江秀晃</u> (2013) "調停人の立ち位置", JCA ジャーナル, 60(5), 2-5.
- 29. <u>入江秀晃</u> (2013) "調停技法を学習する 意味", JCA ジャーナル, 60(4), 2-5.

### 〔学会発表〕(計7件)

- 1. <u>Hideaki IRIE</u>, Analysis on Evaluation of ADR Process by Dispute Type, The 4th East Asian Law and Society Conference, 2015.08.05. Waseda University, 東京.
- 2. <u>入江秀晃</u>, ADR の手続実施者を対象とする研修の実状と課題, 日本 ADR 協会, 2015.07.10. 東京.
- 3. <u>Hideaki IRIE</u>, Benefits of private resolution practices- An Japanese research, Law and Society, 2015.05.29. Seattle, USA.
- 4. <u>入江秀晃</u>,紛争解決内容種別から見た 手続期待と評価,法社会学会, 2015.05.10.首都大学東京,東京.
- 5. <u>Hideaki Irie</u>, Negotiation and Dispute Resolution in Japan, Center for Conflict Management Negotiation Conference (Kennesaw State University), 2014.04.11. Kennesaw,

USA

- 6. <u>Hideaki Irie</u>, Mediation Training in Japan, KSU Asian Studies Faculty Lectures, 2014.03.25. Kennesaw, USA.
- 7. <u>Hideaki Irie</u>, Japanese mediation in 1920s, Year of Japan (Kennesaw State University), 2014.03.21. Kennesaw, USA

〔図書〕(計1件) 藤田政博編『法と心理学』(法律文化社・2013)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕 ホームページ等

- 6.研究組織
- (1)研究代表者

入江秀晃(IRIE, Hideaki) 九州大学大学院法学研究院・准教授 研究者番号: 25380009

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし